

## 「ちばエコ農業」推進要領

### 第1 趣旨

この要領は、「ちばエコ農業」推進要綱（以下「要綱」という。）に基づき、「ちばエコ農業産地」の指定（以下「指定」という。）及び「ちばエコ農産物」の認証（以下「認証」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 「ちばエコ農業産地」の指定要件に関する留意事項

#### 1 構成要件

環境にやさしい農業の取組実績がない場合は、産地が実践する環境にやさしい農業の取組方針が明確で、その推進体制が整っていると認められた時に限り、構成要件を満たすものとする。

#### 2 面積要件

栽培面積は、当該産地の全ての「ちばエコ農産物」栽培面積（実面積）を合計したものとする。

#### 3 統一栽培暦導入要件

産地で栽培する全ての「ちばエコ農産物」について、品目ごとにそれぞれ策定されていることが必要である。

#### 4 栽培情報公開要件

栽培に関する履歴とは、

- (1) 播種、定植、施肥、病虫害防除、収穫などの時期
- (2) 使用した肥料及び農薬の名称・量
- (3) 化学合成農薬及び化学肥料を削減するために導入した技術などである。

#### 5 産地管理体制整備要件

整備すべき管理体制は、以下のとおりとする。

##### (1) 産地責任者の設置

産地全体を管理する産地責任者を設置する。

##### (2) 栽培、出荷、販売及び開示情報の管理

産地責任者は、栽培、出荷、販売及び開示情報を適正に管理するため、それぞれ責任者を設置する。

##### (3) 内部監査者の設置

産地の業務内容を監査する内部監査者を設置する。

##### (4) 産地規約の制定

上記（1）から（3）まで事項を内容とする産地規約を制定する。

### 第3 「ちばエコ農産物」の認証要件に関する留意事項

#### 1 栽培情報公開要件

第2の4と同じ。

## 2 生産及び販売管理体制整備要件

指定を受けた生産者等以外で認証を受けようとする生産者等は、本要領第2の5に示した体制に準じて、「ちばエコ農産物」の栽培、出荷、販売及び開示情報を適正に管理する体制を整備する。

なお、指定を受けた産地については、本要件を満たしているものとみなす。

## 3 栽培計画書

栽培計画書は、生産ほ場、生産者、栽培方法、収穫時期、出荷量及び当該産地の統一栽培暦を内容とする。

## 第4 「ちばエコ農産物」栽培基準

指定及び認証に関する「ちばエコ農産物」栽培基準は、以下のとおりとする。

### 1 ほ場の設定

「ちばエコ農産物」の生産ほ場は、他のほ場と明確に区別されていること。

### 2 種子及び種苗の選定

遺伝子組み換え技術により育成された種子及び種苗を使用しないこと。

### 3 栽培方法

#### (1) 共通基準

ア 化学合成農薬及び化学肥料を削減するため、県が定める「千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」等を参考に代替技術を実施すること。

イ 農薬を使用する場合は、農薬取締法第25条の規定による「農薬を使用する者が遵守すべき基準」を守ること。

#### ウ 化学合成農薬の使用回数

化学合成農薬の使用回数は、前作物の収穫終了後から当該農産物の収穫終了時までの期間（種子、種苗及び収穫物の調整を含む。）において使用した農薬に含まれる有効成分（別表-2に掲げる農薬に含まれるものを除く）の延べ使用回数とする。

ただし、展着剤の使用は、化学合成農薬の使用回数に含めないものとする。

#### エ 化学肥料の使用量

化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から、当該農産物の収穫終了時までの期間において使用した肥料に含まれる化学肥料由来の窒素分量とする。

オ 農薬登録や肥料登録されたもの以外の資材については、効果や安全性の面から、天然物質であっても植物に直接散布するものは使用を認めない。

ただし、土壌改良資材として、土壌施用するものに限り、県が内容を確認のうえ、使用を認める。

カ 要綱第2の(4)ウの団体に認証を受けようとする場合は、構成員で共通の環境保全型農業技術の導入に取り組むこと。

(2) 土耕栽培に係る個別基準

ア 土耕栽培に係る作物（作型等）別の化学合成農薬及び化学肥料の使用基準（上限）並びに堆肥施用量（使用の目安）は、別表－１－１に掲げるとおりとする。

イ 堆肥などによる土づくりを行うこと。

(3) 養液栽培に係る個別基準

ア 養液栽培に係る作物（作型等）別の化学合成農薬の使用基準（上限）は、別表－１－２に掲げるとおりとする。

イ 次のいずれかの方法により、排水を適正に処理すること。

(ア) 排水基準（硝酸性窒素 100mg/L 以下）を遵守した上で、排水溝等に排水する。

① 循環式施設の場合は、収穫終了時に当該作物に吸収させるか、あるいは浄化施設等を利用し、排水濃度を下げる。

② かけ流し等循環式でない場合は、浄化施設等を利用し、排水濃度を下げる。

(イ) 排水を液肥として、水田や畑等に利用する。

(4) 特用林産物（たけのこ）に係る個別基準

ア 特用林産物（たけのこ）に係る化学合成農薬及び化学肥料の使用基準（上限）は、別表－１－３に掲げるとおりとする。

イ 竹林の適正な密度を保つため、親竹を年１回以上、伐竹すること。

## 第５ 指定及び認証の取消し

(1) 知事は、要綱第５の（２）に該当し、指定及び認証を取り消した場合には、当該取消しの内容を公開するとともに、翌年から３年間、当該指定及び認証に関係する生産者等に対して、指定及び認証を行わないものとする。

(2) 上記（１）は、要綱第５の（３）による指定及び認証の取消しの場合に、当該取消しの事由に応じて準用されるものとする。

## 第６ 乾燥調製等登録の認定

登録認定を受けようとする業者は、「ちばエコ農産物」とその他の農産物が混合しないよう、「ちばエコ農産物」の乾燥調製等に使用するラインとその他の農産物の乾燥調製等に使用するラインを区別する、又は、同時に乾燥調製等を行わないなどの方策を講じなければならない。

## 第７ 乾燥調製等登録の取消し

(1) 知事は、要綱第７の（１）に該当し、乾燥調製等登録を取り消した場合には、当該取消しの内容を公開するとともに、翌年から３年間、当該登録に関係する業者に対して、登録を行わないものとする。

(2) 上記(1)は、要綱第7の(2)による乾燥調製等登録の取消しの場合に、当該取消しの事由に応じて準用されるものとする。

## 第8 申請書等の様式及び提出時期等

### 1 様式及び提出時期

要綱第3から第7の規定に関する様式及び提出時期等は、別表-3のとおりとする。

なお、申請書の提出は、電子メールで行うこともできるものとする。

また、「もっと安心農産物」生産組織については、別に定めるもののほかは、「もっと安心農産物」推進要領に定める様式によるものとする。

### 2 提出先

書類は、所轄の農業事務所に提出するものとする。

ただし、複数の地域をまたがる生産者等については、その主たる事務所の所在地を所管する農業事務所に提出するものとする。

なお、「もっと安心農産物」生産組織については、「もっと安心農産物」検査委員長を経由して所轄の農業事務所に提出するものとする。

## 附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

## 附則

この改正は、平成14年9月27日から施行する。

## 附則

この改正は、平成15年8月5日から施行する。

## 附則

この改正は、平成15年11月6日から施行する。

## 附則

この改正は、平成15年12月26日から施行する。

## 附則

この改正は、平成16年2月6日から施行する。

## 附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

## 附則

この改正は、平成16年5月19日から施行する。

## 附則

この改正は、平成16年7月14日から施行する。

## 附則

この改正は、平成16年10月19日から施行する。

附則

この改正は、平成17年1月27日から施行する。

附則

この改正は、平成17年3月15日から施行する。

附則

この改正は、平成17年11月16日から施行する。

附則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附則

この改正は、平成18年1月4日から施行する。

ただし、要綱第4の3(1)に基づく栽培計画書の提出を、この改正前の「別表一3様式4-2」により、すでに行った生産者等については、要綱第4の6に基づく認証申請並びに、要綱第4の10(1)に基づく生産実績報告書の提出を、この改正前の「別表一3 様式8-2」により行うことができるものとする。

附則

この改正は、平成18年2月22日から施行する。

附則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成18年11月22日から施行する。

附則

この改正は、平成18年12月20日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年10月10日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年1月15日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

なお、様式については、平成23年3月31日までの間は改正前の様式を使用することができるものとする。

附則

この改正は、平成22年7月21日から施行する。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月27日から施行する。

附則

この改正は、平成25年1月30日から施行する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

なお、様式については、平成30年3月31日までの間は改正前の様式を使用することができるものとする。

附則

この改正は、平成29年4月26日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 要領第4の3（1）キで規定する、団体共通の環境保全型農業技術の導入に関する共通基準は平成33年度の計画申請から適用する。
- 3 本改正の前に計画承認された申請については、農産物認証の申請にあたり、この改正前の「様式4」を使用することができるものとする。ただし、乾燥調製等を自ら行う生産者等にあつては、農産物認証の際に、別に定める様式により①乾燥調製等責任者及び②乾燥調製等施設名を併せて報告すること。
- 4 平成30年度の第1次（要領別表－3で定める提出時期）の計画申請に限り、申請時に本改正後の「様式4」を併せて提出する場合は、この改正前の「様式4」を改正後の「様式4－1」に代えることができるものとする。ただし、乾燥調製等を自ら行う生産者等にあつては、別に定める様式により、①乾燥調製等責任者及び②乾燥調製等施設名を併せて報告すること。

附則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

なお、様式については、平成32年3月31日までの間は改正前の様式を使用することができるものとする。

附則

この改正は、令和2年4月1日施行する。

なお、様式については、令和3年3月31日までの間は改正前の様式を使用することができるものとする。

附則

この改正は、令和3年4月1日施行する。

なお、様式については、令和4年3月31日までの間は改正前の様式を使用することができるものとする。

附則

この改正は、令和6年4月25日施行する。

附則

この改正は、令和6年6月28日施行する。

附則

この改正は、令和7年1月6日施行する。

附則

この改正は、令和7年3月18日施行する。